

江戸川区重度障害者等就労支援事業実施要綱

令和5年1月1日要綱第168号

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者等に対し、就労に必要となる重度訪問介護等に相当する支援（以下「就労支援」という。）の提供を受けるための費用（以下「支援費」という。）を支給する事業（以下「就労支援事業」という。）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護をいう。
- (2) 就労支援事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者のうち、重度訪問介護等の事業を行う事業者をいう。
- (3) 重度障害者等 江戸川区（以下「区」という。）から重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。
- (4) 支援計画書 重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、民間企業及び自営業者が主体となって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめた計画書をいう。
- (5) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する事業主をいう。
- (6) 自営業者 個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等をいう。

(対象者)

第3条 就労支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する江戸川区内に居住する重度障害者等とする。

- (1) 民間企業に雇用される者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6の10第1号に規定する就労継続支援A型事業所、地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する盲人ホームの利用者、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者は除く。）であって、就労する時間が1週間のうち10時間以上であること。

ただし、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることが支援計画書において確認できるもののうち、就労の継続及び所得の向上が見込まれるためにこの事業の必要性が認められること。

- (2) 自営業者等であって、就労する時間が1週間のうち10時間以上であること。ただし、当該自営業等に従事することにより、当該対象者の所得向上が見込まれると認められること。

(支援範囲)

第4条 この事業の対象となる支援の範囲は、通勤支援及び職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）とする。ただし、民間企業に雇用されている対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(対象となる支援内容)

第5条 就労支援の内容は、対象者が就労をするに当たり必要な重度訪問介護等に相当する支援のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 排泄、食事、外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援
- (2) 前号に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援
- (3) 支給開始日から4か月目以降の通勤支援

(支援費の額)

第6条 支援費は、1か月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 別表1に定める就労支援の種類に応じた単位数に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づく厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める単価を乗じて得た額
- (2) 別表2に定める利用者が属する世帯の課税状況等の区分に応じた利用者負担上限月額（当該利用者負担上限月額が前号に掲げる額の10分の1に相

当する額を超えるときは、当該10分の1に相当する額)

(上限時間)

第7条 就労支援の上限時間（以下「上限時間」という。）については、別表3の範囲内で江戸川区長（以下「区長」という。）が決定する。

(利用申請)

第8条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、江戸川区重度障害者等就労支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 支援計画書（第2号様式）

(2) 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者が申請する場合に限る。）

(3) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者が申請する場合に限る。）

(利用決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、就労支援事業の利用の適否を決定し、江戸川区重度障害者等就労支援事業利用決定（却下）通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により就労支援事業の利用の決定をしたときは、当該申請者に対し、江戸川区重度障害者等就労支援事業受給者証（第4号様式。以下「受給者証」という。）を交付する。

3 前項の規定による受給者証の有効期間は、第1項の規定による就労支援事業の利用の決定をした日から起算して重度訪問介護等の支給決定の期間に合わせるものとする。

(受給者証の再交付)

第10条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者が、次に掲げる場合に該当するときは、江戸川区重度障害者等就労支援事業受給者証再交付申請書（第5号様式）を区長に提出し、受給者証の再交付を受けるものとする。

(1) 受給者証を紛失した場合

(2) 受給者証を破損し、又は著しく汚損した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区長が受給者証の再交付をすることが適当と認めた場合

(利用の変更申請等)

第11条 第9条第1項の規定により就労支援事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定に係る事項について変更があったときは、江戸川区重度障害者等就労支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第6号様式）により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江戸川区重度障害者等就労支援事業利用変更決定通知書（第7号様式）により当該利用者に通知する。

（利用の取消し）

第12条 区長は、利用者が次に掲げる場合に該当するときは、第9条第1項に規定する利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (2) この事業の対象者でなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、その理由を付して、江戸川区重度障害者等就労支援事業利用決定取消通知書（第8号様式）により、当該利用者に通知するものとする。

（費用の支給等）

第13条 利用者は、就労支援の提供を受けるために利用する就労支援事業者に受給者証を提示し、当該就労支援事業者との間で就労支援の利用についての契約を締結した上で、利用するものとする。

2 前項の規定により契約を締結した就労支援事業者（以下「契約事業者」という。）から就労支援の提供を受けた利用者は、就労支援に要した費用を契約事業者に支払わなければならない。

3 区長は、支給決定者が契約事業者から就労支援の提供を受けたときは、上限時間の範囲内で就労支援の提供を受けるための費用を支給する

4 支援費の請求をしようとする利用者は、当該請求をするに当たって、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 利用額の請求書
- (2) 利用額の領収書
- (3) 江戸川区重度障害者等就労支援提供実績記票（重度訪問介護のみ）（第9号様式。以下「重度訪問介護記録票」という。）
- (4) 江戸川区重度障害者等就労支援提供実績記票（同行援護のみ）（第10号様式。以下「同行援護記録票」という。）
- (5) 江戸川区重度障害者等就労支援提供実績記票（行動援護のみ）（第11号様式。以下「行動援護記録票」という。）

5 前項の規定にかかわらず、区長は、利用者が契約事業者に支払うべき費用について、支援費として当該利用者に支給すべき額の範囲内において、当該利用者から支援費の請求及び受領についての委任を受けた当該契約事業者に支払うことができる。

6 区長は、前項の規定により利用者からの委任を受けた契約事業者に支援費

を支払うときは、当該契約事業者から次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 江戸川区重度障害者等就労支援事業費請求書（第 12 号様式）
- (2) 江戸川区重度障害者等就労支援事業費明細書（第 13 号様式）
- (3) 重度訪問介護記録票
- (4) 同行援護記録票
- (5) 行動援護記録票

7 区長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、当該請求が適当であると認めるときは、当該契約事業者当該就労支援を提供した月の翌々月末までに支援費を支払うものとする。

8 区長は、前 3 項の規定により利用者からの委任を受けた契約事業者支援費を支払うときは、当該契約事業者から請求書兼支払金口座振替依頼書（第 14 号様式）を提出させるものとする。

9 第 5 項の規定により、区長が契約事業者に支払をした場合には、代理受領通知を当該契約事業者から利用者に通知させなければならない。

（報告等）

第 14 条 区長は、この事業に関して必要があるときは、利用者又は契約事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は契約事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

（費用の返還）

第 15 条 区長は、利用者又は契約事業者が、虚偽その他の不正な手段により支援費の支給を受けた場合は、当該利用者又は契約事業者から支援費に相当する額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

別表 1（第 6 条関係）

サービスの種類	単位数
重度訪問介護	報酬告示別表第 2 の 1 のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位
同行援護	報酬告示別表第 3 の 1 に規定する同行援護サービス費の単位
行動援護	報酬告示別表第 4 の 1 に規定する同行援護サービス費の単位

別表 2（第 6 条関係）

利用者が属する世帯の課税状況等	利用者負担上限月額
生活保護世帯等	0 円
区市町村民税非課税世帯	
区市町村民税課税世帯（所得割課税額が 160,000 円未満）	9,300 円
区市町村民税課税世帯（所得割課税額が 160,000 円以上）	37,200 円

別表 3（第 7 条関係）

サービスの種類	一月当たりの上限時間
重度訪問介護	160 時間
同行援護	80 時間
行動援護	80 時間

様式（別紙のとおり改める。）

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 21 日から施行する。